

施 運 第 8 5 7 号
平成28年12月26日

各総合振興局（振興局）保健環境部
保健行政室企画総務課長 様
地域保健室企画総務課長 様
社会福祉課長 様

保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護保険施設等及び指定障害福祉サービス事業者等並びに老人福祉施設における防犯に係る安全確保のための自己点検の実施について

本年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件を受け、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となること、また、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るため、平成28年9月16日付け施運第628号保健福祉部長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」により、厚生労働省が作成した「社会福祉施設等における点検項目」についてお知らせし、必要な取組を進めるようお願いしたところです。

今般、別紙「社会福祉施設等における防犯点検項目」のとおり、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的に自己点検表を作成しました。

なお、この自己点検表は、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどして、職員等への配布や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施するものです。

つきましては、貴局におかれては、本点検表の作成の主旨及び活用について、別添通知文案を参考に所管する対象施設等に周知いただくとともに、今後、実地指導及び指導監査（書面審査除く。）の際には、これらの点検状況等についても併せてご確認いただき、必要に応じ助言を行うなど、対応についてよろしく申し上げます。

記

1 対象施設等（道所管施設）

- (1) 介護保険施設等（訪問・相談事業を除く。）
- (2) 指定障害福祉サービス事業者等（訪問・相談事業を除く。）
- (3) 老人福祉施設（介護保険施設等と重複しない施設）

2 道ホームページへの掲載

各施設等の自己点検表掲載ページに追加掲載します。

・介護保険施設等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/kasigojikotenken.htm>

・指定障害福祉サービス事業者等

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shidou/shougai/toriatsukai/jikotenkenhyou.htm>

・老人福祉施設

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/roujinfukushishisetu-jikotenken.htm>

事業指導グループ

担当：大谷（介護）

内線：25-218

担当：田島（障がい）

内線：25-219

事業指定グループ

担当：北原（老人福祉施設）

内線：25-227

別紙（社会福祉施設等における防犯点検項目）

- シートは、外部からの不審者の侵入に対する危機対策の観点から、防犯に係る安全確保に必要と考えられる点検項目を整理したもので、施設等自らが防犯に係る取組を定期的に点検することで防犯の意識を高めるとともに、職員間で共有することを目的として作成しています。
- 全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならぬものではなく、施設等の実態に応じて点検項目を追加・変更するなどし、職員等への配付や研修資料として活用するなど、実際の対策を検討・実施してください。
- なお、防犯対策を行うに当たっては、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることがないよう留意してください。

点検項目	点検事項	点検結果	
(1) 所内体制と職員の共通理解	ア 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企图的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。	いる	いない
	イ 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協働体制の下、安全の確保に当たっているか。	いる	いない
	ウ 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。 また、外部からの人の出入りができる場所と立ち入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。	いる	いない
	エ 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できているか。	いる	いない
	オ 来訪者に「どこへ行かれますか？」「何かお手伝いしましょうか？」といった声をかけることとし、実践しているか。	いる	いない
	カ 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。	いる	該当なし
	キ 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。	いる	いない
	ク 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めることと、必要に依り、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。	いる	いない
	ケ 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。	いる	いない
	コ 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	サ 「社会福祉施設等における危機発生時の連絡体制等について」（平成 28 年 9 月 2 日付福祉第 2057 号福祉第 573 号子ども第 1665 号通知）に基づいた危機発生時の連絡体制等を把握し、職員に周知しているか。	いる	いない
	シ 緊急事態発生時に、利用者に動揺を与えないこととなく職員間で情報を伝達できる「言葉」をあらかじめ決めておき、職員に周知しているか。	いる	いない
	ア 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。 また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。	いる	いない
	イ 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。	いる	いない
ウ 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成 28 年 10 月 27 日付福祉第 719 号通知）により、関係機関による防犯情報の共有化を図るため、「ほくとくん防犯メール（北海道警察）」や「安全安心な地域づくりメールマガジン（北海道環境生活部）」等を登録しているか。 また、送信されてくる防犯メール等の内容を職員に周知しているか。	いる	いない	

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

